

発議第 15 号

岡本栄伊賀市長に対する不信任決議について

岡本栄伊賀市長に対する不信任決議を次のとおり提出しようとする。

平成 30 年 12 月 25 日提出

提出者 伊賀市議会議員

福村 教親

川上 善幸

北森 徹

信田 利樹

西口 和成

市川 岳人

田中 覚

福田 香織

森川 徹

上田 宗久

記

岡本栄伊賀市長に対する不信任決議

岡本栄伊賀市長においては就任後、議会に対し数々の愚弄・暴言ともいふべき発言が多くなされている。

昨年6月の南庁舎関連の予算議案が上程される前に業務委託契約を行っていたことは、議会軽視と行政事務執行上の暴挙であり、また、事あるごとに「意に添わなければ不信任を出せばいい」という市民から負託を受けた議員に対する威圧ともとれる発言を幾度となくされ、独善的な市政運営と言わざるを得ない。

さらに本年9月定例会に上程された南庁舎関連の予算議案が予算常任委員会で否決された後、市長自らが威圧・脅迫とも取れる手段をもって議員に説得工作を行ったことは、議員の議決権を奪い、正当な判断を揺るがすものである。このことは議決機関としての議会の存在意義を無視した二元代表制の精神を踏みにじることのみならず、市民をも欺く許すことのできない行為である。今定例会の一般質問において、市民や議会に混乱を招いたこの行為について、全く謝罪・反省の言葉もなく、自らの行為を正当化するような答弁に終始している。

以上のように、これまでの数々の発言や行為に加え、市民の負託を受けた議会の議決や提言を全く受け入れようとしない姿勢は、伊賀市自治基本条例第44条に規定する「市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない」という市長の責務から大きく逸脱するものである。

市政を担う最高責任者としてその責任は重大であるにも関わらず、今後の市政運営にも大きな停滞と混乱を招くことは想像に難くないものであり、岡本栄伊賀市長を信任することはできない。

よって、岡本栄伊賀市長に対する不信任を決議する。

平成30年12月25日

三重県伊賀市議会